

議案第 95 号

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「定める公営住宅」の次に「（以下「公営住宅」という。）」を加える。

第 7 条第 2 項中「受けた者。」の次に「第 14 条第 1 号及び第 37 条第 2 項を除き、」を加える。

第 9 条第 3 号中「区営住宅の」を「公営住宅の」に改める。

第 14 条各号列記以外の部分中「区営住宅、一般高齢者住宅」を「公営住宅」に改め、同条第 1 号中「第 36 条第 1 項の規定により区営住宅」を「法第 40 条第 1 項の規定により公営住宅」に改める。

第 34 条第 2 項中「次条第 1 項の規定による請求を受けた者が当該」を「法第 40 条第 1 項の規定による申出をした者が」に、「除却すべき区営住宅」を「除却すべき公営住宅」に改める。

第 37 条第 2 項中「区営住宅の」を「公営住宅の」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区営住宅建替事業により新たに整備された区営住宅を使用する者に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。